

次の申告は、太田税務署へ！

▽事業による収入が1,000万円以上の方
▽退職所得を除く所得の合計が2,000万円を超える方
▽株・建物・土地等の譲渡所得申告
▽青色申告
▽初年度や特定増改築等の住宅借入金等特別税額控除の申告
▽FX等の先物取引の申告
▽税務署の收受日付印が捺印された申告書の控えが必要な方等

太田税務署から確定申告に関するお知らせ

所得税・個人消費税・贈与税

【申告受け付け・申告相談の日程】

- 期 間 2月18日(月)～3月15日(金)(土・日曜日を除く)
- 時 間 午前9時～午後5時(受付時間は午前8時30分～午後4時)※会場の状況により受付終了時間が早まる場合があります。
- 場 所 太田税務署
- そ の 他 ▽申告書の作成には時間がかかるため、お早めにお越しください。▽相談が午後5時を過ぎると再度お越しいただく場合があります。▽駐車場の混雑が予想されるため、公共交通機関をご利用ください。

申告書は自分で作成できます！

◇国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、所得税などの申告書等を自分で作成できます。e-Taxで送信または、書面で印刷して送付のいずれかで提出してください。

◇「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は、「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成する際、IDとパスワードを入力すればe-Taxで申告することができます。



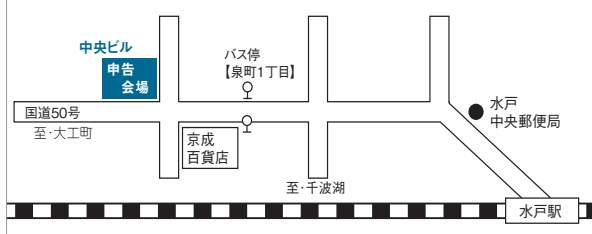
日曜日の申告会場

【特設会場で申告受け付け・申告相談を実施します】

- 期 日 2月24日(日)、3月3日(日)
- 時 間 午前9時～午後4時 ※会場の状況により受付終了時間が早まる場合があります。
- 場 所 中央ビル(水戸市泉町2-3-2)
- そ の 他 現金納付の窓口はありません。

徒歩▼水戸駅北口から25分

バス▼水戸駅北口バス乗り場 大工町方面「泉町1丁目」下車



平成30年分の確定申告から、配偶者控除・配偶者特別控除が改正されます！

【配偶者控除】

申告者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除を受けられなくなります。また、一律38万円であった控除額が、改正後は、申告者本人の合計所得金額に応じ、①900万円以下の場合は38万円(48万円)、②900万円超950万円以下の場合は26万円(32万円)、③950万円超1,000万円以下の場合は13万円(16万円)となります。※()内の金額は、老人控除対象配偶者(控除対象配偶者のうち、12月31日現在の年齢が70歳以上の方)の場合となります。

【配偶者特別控除】

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされ、申告者本人の合計所得金額によっても控除額が異なることとなります。詳細は、国税庁ホームページ「タックスアンサー No.1195」をご覧ください。申告者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者特別控除の適用はありません。

医療費控除を適用される方へ

「医療費控除の明細書」の提出をお願いします！

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。税務署から記入内容の確認を求める場合がありますので、領収書の保管をお願いします。**※申告後5年間は領収書の保管義務があります。**

※平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付または提示による申告もできます。

問い合わせ▼▽確定申告などに関すること…太田税務署(〒313-8686 常陸太田市金井町3662 ☎0294-72-2171 自動音声案内) ▽「確定申告書等作成コーナー」の操作などに関すること…「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(☎0570-01-5901、1月15日(火)から3月15日(金)までは、月曜日から金曜日(祝日を除く)および2月17日・24日、3月3日・10日(いずれも日曜日)の午前9時～午後8時)